

平成20年2月22日
平成26年5月改訂

司法修習生の修習及び考試の成績の本人に対する通知概要

最高裁判所

司法修習生の修習及び考試の成績の簡易かつ迅速な情報提供を図るため、下記のとおり成績通知を行うこととする。

記

第1 通知の対象となる成績

1 平成14年法律第138号による改正後の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験に合格し司法修習生として採用された者及び同試験以外の試験に合格し、かつ、平成24年11月以降司法修習生として採用された者を対象とする司法修習

- (1) 分野別実務修習、選択型実務修習及び集合修習の成績
- (2) 考試の成績

2 1以外の司法修習

- (1) 実務修習及び後期修習の成績
- (2) 考試の成績

第2 通知対象者

考試応募者本人（考試の全科目を受験した者に限る。）で、第1の1又は2の各成績の通知を希望する者

第3 成績通知の申出先

司法研修所

第4 提出書類等

- 1 成績通知申出書（別紙様式第1）2部（うち1部は写しで可）
- 2 本人確認書類

申出書記載の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写し等

なお、司法修習の終了証書の写しのほか、裁判官及び検察官については各所属庁が、弁護士については日本弁護士連合会がそれぞれ発行する身分証明書の写しでも可。また、司法研修所において修習中の司法修習生については、司法研修所長が発行する身分証明書の写しでも可（持参の場合は提示でも可）

3 返信用封筒（長さ23.5cm以内、幅12cm以内の定型サイズ）

普通郵便料金相当分の切手を貼付し、希望する送付先の郵便番号及び宛先を明記したもの（宛先が、申請人以外の場合は、表面左下余白に申請人〇〇分と

() で記載する。)

4 修習終了後に改姓等した者は、その事実が明らかとなる公文書(戸籍謄本等)の写し

第5 成績通知の方法等

申出者の期の司法修習終了日後、別紙様式第2による成績通知書を第4の3の封筒で郵送する。

平成 年 月 日

成績通知申出書

最高裁判所 御中

司法修習期 現行 新 第 期
組 番

(フリガナ)

氏 名

(旧姓)

生年月日 年 月 日

住所(居所)

〒

電話番号

次の成績の通知を受けたいので、申し出ます。

修習

考試(昭和・平成 年 月受験)(希望する□にチェックを付してください。)

※申出に当たっての注意事項

- 1 修習を終了していない者(考試の全科目を受験し、不合格となった者を除く。)には、この申出による成績通知は行わない。
- 2 この申出書2部(うち1部は写しで可)及び次の書類を、現在修習中の申出者は、司法研修所事務局企画第二課企画係(〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号)に郵送し又は持参し、修習終了後の申出者は、司法研修所事務局総務課庶務係(同所)に郵送する。郵送の場合は、封筒の表に「成績通知希望」と朱書きする。

ア 本人確認書類(申出書記載の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険被保険者証、住民基本台帳カード等の写し等のほか、司法修習の終了証書の写しも可。裁判官、検察官及び弁護士は、所属庁又は日本弁護士連合会発行の身分証明書の写しでも可。司法修習生は、司法研修所長発行の身分証明書の写しでも可(持参の場合は提示でも可))

イ 返信用封筒(長さ23.5cm以内、幅12cm以内の定形サイズで、普通郵便料金相当分の切手を貼付し、希望する送付先の郵便番号及び宛先を明記する(封筒の宛先が申請人以外の場合は、封筒表面左下余白に申請人〇〇分と()で記載する。))

ウ 修習終了後に改姓等した者は、その事実が明らかとなる公文書(戸籍謄本等)の写し

(別紙様式第2-1-第66期以降)

平成 年 月 日

司法修習期 第〇〇期
〇 〇 〇 〇 様

最高裁判所

成績通知書

あなたから成績通知の申出があった考試の成績は、下記のとおりです。

記

民事裁判	刑事裁判	検察	民事弁護	刑事弁護

(注) 成績区分は、優、良、可、不可の4段階である。

(別紙様式第2-2-第60期から65期まで)

平成 年 月 日

司法修習期 現行 新 第〇〇期
〇 〇 〇 〇 様

最 高 裁 判 所

成 績 通 知 書

あなたから成績通知の申出があった考試の成績は、下記のとおりです。

記

民事裁判	刑事裁判	検察	民事弁護	刑事弁護

(注) 成績区分は、優、良、可、不可の4段階である。

(別紙様式第2-3-第59期以前)

平成 年 月 日

司法修習期 第〇〇期
〇 〇 〇 〇 様

最高裁判所

成績通知書

あなたから成績通知の申出があった考試の成績は、下記のとおりです。

記

筆 記					
民事裁判	刑事裁判	検察	民事弁護	刑事弁護	教養
口 述					
民事	刑事				

(注) 筆記考試の成績区分は、優、良上、良、可、可下、不可の6段階である。
口述考試の成績区分は、優、良、可、不可の4段階である。

※ 第51期以前の期については、次のとおり記載する。
成績区分は、優、良上、良、可、可下、不可の6段階である。

平成 年 月 日

司法修習期 第 期
様

最高裁判所

成績通知書

あなたから成績通知の申出があった修習の成績は、下記のとおりです。

記

分野別実務修習				選択型 実務修習
民事裁判	刑事裁判	検 察	弁 護	
集 合 修 習				
民事裁判	刑事裁判	検 察	民事弁護	刑事弁護

(注) 分野別実務修習の成績区分は、優、良、可、不可の4段階である。
選択型実務修習の成績区分は、合、否の2段階である。
集合修習の成績区分は、優、良上、良、可、可下、不可の6段階である。

平成 年 月 日

司法修習期 現行 新 第 期
様

最 高 裁 判 所

成 績 通 知 書

あなたから成績通知の申出があった修習の成績は、下記のとおりです。

記

分野別実務修習 (実務修習)				選択型 実務修習
民事裁判	刑事裁判	検 察	弁 護	
集 合 修 習 (後期修習)				
民事裁判	刑事裁判	検 察	民事弁護	刑事弁護

(注) 分野別実務修習 (実務修習) の成績区分は、優、良、可、不可の4段階である。
選択型実務修習の成績区分は、合、否の2段階である。
集合修習 (後期修習) の成績区分は、優、良上、良、可、可下、不可の6段階である。

(別紙様式2-6 第59期まで)

平成 年 月 日

司法修習期 第 期
様

最高裁判所

成績通知書

あなたから成績通知の申出があった修習の成績は、下記のとおりです。

記

実務修習				
民事裁判	刑事裁判	検察	弁護	
後期修習				
民事裁判	刑事裁判	検察	民事弁護	刑事弁護

(注) 成績区分は、優、良上、良、可、可下、不可の6段階である。